

# 入札公告

情報閲覧システムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和6年3月5日

福島県知事 内堀 雅雄

## 1 入札に付する事項

- |                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 借入物品の名称及び数量 | 情報閲覧システム 一式               |
| (2) 借入物品の仕様等    | 仕様書による。                   |
| (3) 借入期間        | 令和6年6月1日から令和11年3月31日まで    |
| (4) 納入場所        | 福島県庁本庁舎2階（福島県福島市杉妻町2番16号） |

## 2 入札に参加をする者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者で、かつ、3に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件公告の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できるものであること。
- (5) 当該物品に係る保守を借入期間中円滑に行い得るものであること。
- (6) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークまたはISO/IEC27001の付与を受けているものであること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に、必要な書類を添付して、令和6年3月14日（木）の午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部政策調査課

電話024-521-7184

## 4 入札説明書等の配付

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配付する。

### (1) 配付期間

令和6年3月5日（火）から同年3月13日（水）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

3に掲げる場所に同じ。

(3) その他

郵送による入札説明書等の配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、210円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

## 5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月21日（木）午前11時

(2) 場所

福島県庁本庁舎4階401会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他

郵便による入札は認めない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額（入札書に記載する金額の100分の110に相当する額）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

## 8 その他

(1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格では、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、施行令第167条の10第1項の規定に基づき、その者を落札者としなないことがある。

(3) 本件入札は、この契約に係る予算が可決され、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他の詳細は、入札説明書による。

(政策調査課)